

監事監査報告書

平成26年5月21日

社会福祉法人 交楽会
理事長 松橋 祥介 様

社会福祉法人 交楽会

監事 高木義博
監事 庄司佳徳

私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人交楽会定款第11条に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度について、理事の業務の執行状況及び社会福祉法人交楽会の財産の状況について監査をいたしました。

監査日 平成26年5月20日、21日
事業名 もりの郷・森幸園、森泉荘・もりよし荘・法人本部

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (5) 事業活動収支計算書は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の損益の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (6) 損益計算書は、介護老人保健施設特別会計経理準則に準拠し、当会の損益の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (7) 入所者預り金の管理状況については、別会計で適正に処理されており、不整の点はないと認めます。

以上